



2022年5月20日

各 位

会社名 株式会社 駅 探
代表者名 代表取締役社長 金田 直之
(コード：3646 東証グロース)
問合せ先 経営戦略室長 小嶋 勝也
兼 財務経理部長
(TEL. 03-6367-5951)

譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度Ⅰ」という。)及び業績連動型株式報酬制度(以下「本制度Ⅱ」といい、本制度Ⅰ及びⅡを併せて、「本制度」という。)の導入に関する議案を2022年6月27日開催予定の第20回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた取組みをより強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)を付与の対象とする制度です。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会において決定することといたします。

(2) 本制度の導入の条件

当社の取締役報酬の額は2010年6月25日開催の第8回定時株主総会において、年額2億円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では当該報酬枠とは別枠で、本制度を新たに導入し、対象取締役に対しては本制度に基づく当社普通株式の発行又は処分のために金銭報酬債権及び当社株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭(以下、単に「金銭」という。)を報酬として支給することとなるため、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2. 本制度Ⅰ(譲渡制限付株式報酬制度)の内容について

本制度Ⅰにおいて対象取締役は、取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行又は処分を受けます。

本制度Ⅰに基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額120百万円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度Ⅰにより、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年120千株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整いたします。)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本制度Ⅰによる当社普通株式の発行又は自己株式の処分に当たっては、当社と対象取締役

との間において、①一定期間(以下「譲渡制限期間」という。)、割当株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には、当社が付与株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

3. 本制度Ⅱ（業績連動型株式報酬制度）の内容

本制度Ⅱは、各対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間(原則として1事業年度、以下「評価期間」という。)中の評価指標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該評価指標の達成度等に応じて算定する数の当社普通株式及び金銭を支給する業績連動型の株式報酬制度(パフォーマンス・シェア・ユニット)です。

本制度Ⅱに基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権及び金銭の総額は、年額40百万円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度Ⅱにより、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年40千株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整いたします。)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

対象取締役への当社普通株式及び金銭の支給は評価期間終了後に行うため、本制度Ⅱの導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付するか否か、及び当社普通株式交付のための金銭報酬債権ならびに金銭の額のいずれも確定しておりません。

4. 本制度の従業員への適用

第20回定時株主総会で対象取締役に対する本制度の新たな導入について、ご承認いただけましたら、当社グループの従業員に対しても同様の株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに交付する予定です。

以上